



トピックス P2 平成21年度 消費生活相談の概要

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00000963.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 気軽に利用しているキャッシング

～借入れ条件が厳しくなると聞いたのですが～

#### 相談

数年前から、買い物や旅行代金の不足を補うために、クレジットカードでキャッシングを度々利用していますが、先日、キャッシングしている信販会社から、年収等を証明する資料の提出を求める旨の書類が送付されてきました。また、この6月の改正貸金業法の施行により、借入額が制限されるという内容の新聞記事を読みました。今までのようにキャッシングを利用することは難しくなるのでしょうか？(40代 女性)



#### 回答

近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務」が深刻な社会問題となっています。

この多重債務問題を解決することを目的として、貸金業法が改正され、今年6月18日より完全施行されます。相談者には貸しすぎ・借りすぎを防ぐために貸金業者からの借入残高が、年収の3分の1を超える場合は新規の借入れができなくなること、また、1社で50万円を超える、又は、他社と合わせた借入総額が100万円を超える借入れの場合は、貸金業者に対して、源泉徴収票等資力を明らかにする書面の提出が必要になることを説明しました。(専業主婦(夫)は配偶者の同意(同意書、

住民票等の証拠書類の提出)が必要です。また、住宅ローン等、借入総額から除外されるケースもあります。)

なお、現在の借入残高が年収の3分の1を超えている場合は、新規の借入れができなくなりますが、直ちに超えている部分について返済を求められるわけではありません。

借金はいずれ利息とともに返済しなければなりません。利用するときは、今、本当に必要なお金か、自分の収入で返済可能かなどを十分に検討しましょう。(詳しくはP4を参照)

## 注意喚起！ 高齢者向け介護用品での事故に注意！

加齢により身体の機能が多少衰えてきたときに、日常生活をサポートするための介護用品がいろいろ出ています。介護用品は、正確な情報のもと正しい操作方法で使用すればとても便利なものですが、ちょっとした操作ミスや不具合が、思いがけず大きな事故を招いてしまう危険もあります。介護用品の事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- 介護用品や機器にはいろいろな種類があります。介護の程度や目的に応じて選びましょう。介護認定を受けている人は、ケアマネージャーや専門店とよく相談し、レンタル品も上手に使いましょう。
- JISマークやSGマークがついているものは、それぞれの規格・基準を満たしており、一定の品質や安全性が認められているものです。選ぶ際の参考にしましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>



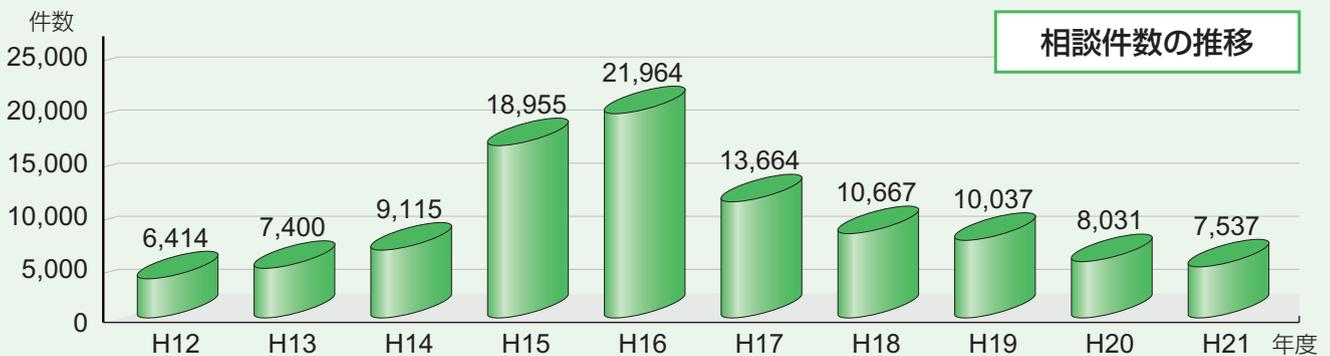
# 平成21年度 消費生活相談の概要

## ○架空請求が沈静化し相談件数が減少しているが、相談内容は多様化・複雑化の傾向

- 平成21年度の相談件数は、7,537件（※）（対前年度比93.8%）でした。（※架空請求音声ガイダンス771件含む）
- 平成15、16年度に多発した、架空請求・不当請求が沈静化し、相談件数の減少傾向が続いています。一方、インターネットサービス等における悪質で巧妙な詐欺まがいの手口の出現など、相談内容が多様化・複雑化する傾向にあります。
- 年齢別では、「30代」、「40代」、「50代」の順に相談が多くありました。職業別では、「給与生活者」が全体の約47%、「無職」が約26%となっています。販売購入形態別にみると、「店舗購入」の相談が増加しました（前年度比103.4%）。

## ○消費者金融に関する相談

- 相談件数は、908件でした（前年度比84.5%）。
- 相談内容では、「負債の整理方法」についての相談が最も多く、次いで、借入利率などに関する「法的知識」の順になりました。



## 商品・役務（サービス）別（件数の多いもの上位3位）

### 【商品】

#### 1位 教養娯楽品

訪問販売で、新聞購読を強引に勧誘されたので解約したいという相談や、電話勧誘で高額な資格取得用教材を契約させられたので解約したいという相談など。

#### 2位 商品一般

架空請求の相談（「民事訴訟裁判通達書」「内容確認通達書」などの名目で、購入した覚えのない代金請求のハガキや電子メールが届いたという相談）など。

#### 3位 土地・建物・設備

賃貸アパートの契約・解約や退去時の原状回復に関する相談、またオール電化や太陽光発電システムの契約・解約や信用性に関する相談など。

### 【役務（サービス）】

#### 1位 金融・保険サービス

サラ金などで多重債務に陥った本人や家族からの債務整理の相談。また、生命保険の勧誘方法・契約内容についての相談など。

#### 2位 運輸・通信サービス

インターネット関連の不当請求・架空請求（アダルト出会い系サイトによる不当請求、携帯電話のメールサービスを悪用した架空請求など。）

#### 3位 他の役務

結婚相手紹介サービスの信用性や解約に関する相談、新聞の名刺広告掲載の強引な勧誘や契約に関する相談など。

また、冠婚葬祭互助会の解約に関する相談など。

## 相談内容別 (件数の多いもの上位3位)

1位 契約・解約に関する相談    2位 販売方法に関する相談    3位 価格・料金に関する相談

## 販売購入形態別 (件数の多いもの上位3位)

1位 店舗購入    2位 通信販売    3位 訪問販売

## 高齢者の被害

「訪問販売」で、高額な布団の購入や新聞購読を強引に勧誘されたり、契約させられたりという相談や、電話勧誘で強引に新聞の名刺広告の掲載の契約をさせられたりという相談、また怪しい社債や未公開株に関する相談などが寄せられました。

## 若者の被害

「出会い系サイトで『お金をあげます』といった言葉を信じメールを続けた結果、高額な利用料を請求された。」「無料と思ってアダルトサイトを開いたところ、高額な登録料を請求され、画面が支払期限のカウントダウンになった」などの不当・架空請求の相談などが寄せられました。

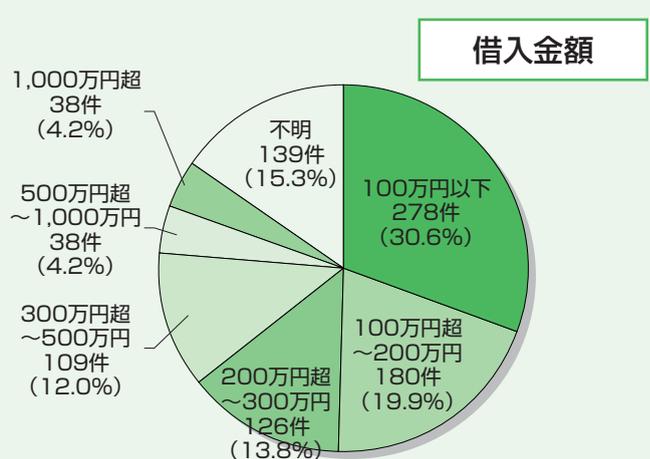
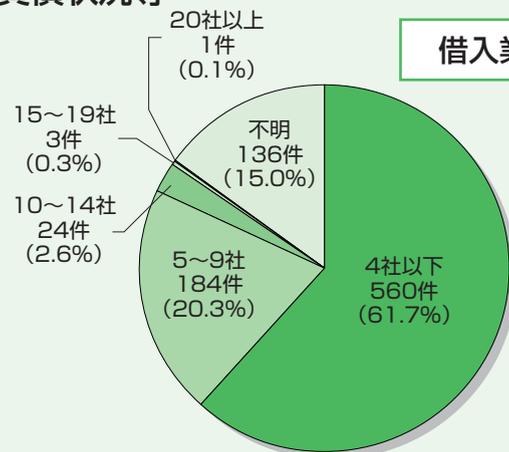
## 金融に関する相談について

### 債務者特性

- ◇性別では、「男性」が70%、「女性」が30%で、昨年とほぼ同比率です。
- ◇職業別では、「給与生活者」が58%と最も多く、次いで「無職者」が27%、「自営業者」が8%となっています。



### 負債状況等



- ◇相談内容別では、「負債の整理方法」に関する相談が最も多く全体の57%を占めています。続いて、「法律知識」17%、「苦情」11%、「取り立て」7%となっています。
- ◇借入金の使途別内訳では、「生活費」が57%、「遊興費」が10%、「事業資金」が8%となっています。



**Q** 結婚相手紹介サービスの「中途解約」の説明として、次の①~③の中で正しいものはどれでしょう。

- A**
- ① 契約書に記載されている解約手数料を支払わなければならない。
  - ② 1人でも紹介されたら中途解約できない。
  - ③ 中途解約する理由を伝える必要はない。

答えはP4



## 貸金業法が変わります!

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

利用者の皆さんが安心して借りられるように、この貸金業法が本年6月18日より全面施行され、借入れのルールが次のとおり大きく変わることとなりました。

### ①総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- ◆年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。
- ◆借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。

### ②上限金利の引下げ

- ◆法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。

### ③貸金業者に対する規制も厳しく

- ◆法律遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

### 重要なポイント

- ◎借入れは年収の3分の1まで
- ◎借入れには年収の証明が必要
- ◎ヤミ金融(無登録の業者など)からは絶対に借りないで!
- ◎困ったら、あせらないで、まず相談

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

## 黒部市の消費生活相談窓口の所在地が変わり、専任の相談員が配置されました!

平成22年4月から、黒部市の消費生活相談窓口の所在地が変わりました。また、新たに専任の消費生活相談員を配置して消費生活相談を実施しています。

黒部市 市民環境課(黒部市三日市725 黒部市役所黒部庁舎内)

TEL: 0765-54-3198 配置日: 月~金曜 配置時間: 8:30~17:15



## 富山県消費者の安全・安心確保推進本部を設置しました。

富山県民の安全で安心な消費生活の実現に向けて、消費者行政のより効率的な展開を図るため、去る4月27日に「富山県消費者の安全・安心確保推進本部」を設置しました。知事を本部長とし、富山県における消費者行政施策の推進に総合的に取り組みます。

## 消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

### 富山市消費生活センター(富山市役所内)

- ..... ☎076-443-2047
- 高岡市 市民協働課 ..... ☎0766-20-1522
- [消費生活相談コーナー(エルパセオ内)] ... ☎0766-28-1141
- 魚津市 市民課 ..... ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ..... ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ..... ☎076-475-2111 (内325)
- 黒部市 市民環境課 ..... ☎0765-54-3198
- 砺波市 生活環境課 ..... ☎0763-33-1153
- 小矢部市 市民協働課 ..... ☎0766-67-1760 (内732)
- 南砺市 住民環境課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035
- 射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ..... ☎076-464-1121 (内29)
- 上市町 町民課 ..... ☎076-472-1111 (内103)
- 立山町 住民環境課 ..... ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ..... ☎0765-72-1100 (内132)
- 朝日町 産業課 ..... ☎0765-83-1100 (内235)

### ◆富山県消費生活センター

- 富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
- 消費生活相談 ☎076-432-9233
- 消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
- URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
- 【開所時間】
- 午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- 毎週火曜日は午前8時30分~午後8時(休日、年末年始を除く)

### ◆富山県消費生活センター高岡支所

- 高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)
- 消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
- ☎0766-25-2777

### ◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

- ※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
- ☎076-432-5690 午前9時~午後4時

P3クイズの答え

③

結婚相手紹介サービスは特定商取引法で規制されており、中途解約する理由は問いません。また、解約料は法律で上限が決まっています。